

健康保険証

協会けんぽの健康保険証(水色)は
扶養家族も含めて加入者1人1枚のカードです。
健康保険証が交付されたら、
記載内容を確認して大切に保管してください。



協会けんぽ広島支部 マスコットキャラクター
健康いろは & 健康かえで

健康保険 被保険者証	本人(被保険者)	00111
	平成26年 6月25日交付	
	記号 21700023 番号	21
氏名	キョウカイ 知 協会 太郎	
生年月日	平成 元年 5月 10日	
性別	男	
資格取得年月日	平成 26年 6月 1日	
事業所名称	〇〇 株式会社	
保険者番号	01010016	
保険者名称	全国健康保険協会 〇〇支部	
保険者所在地	〇〇市〇〇区〇〇町〇-〇-〇	



被保険者の資格を喪失したとき

健康保険証は退職日の翌日、または扶養家族でなくなった日の翌日から使えなくなります。

退職したとき、扶養家族でなくなったときは健康保険証を速やかに会社へ返却してください。

健康保険証を会社へ返さずに誤って使ってしまった場合、後日医療費をお支払いいただくことになります。



全国健康保険協会 広島支部
協会けんぽ

健康保険証の取り扱いについて

医療機関を受診するたびに、必ず健康保険証を提示してください。

日本には公的医療保険制度があり、保険医療機関に健康保険証を提示することで、患者の支払いは医療費の3割(2割)で済みます。残りの7割(8割)は加入している健康保険が負担します。



業務上の病気やけがの場合、健康保険での診療は受けられません。

労働災害保険による診療になります。

交通事故等により健康保険で受診したときは、必ず「第三者の行為による傷病届」を管轄の全国健康保険協会支部に提出してください。



健康保険証を紛失したときは、健康保険被保険者証再交付申請書を直ちに事業主を経由して提出し、再交付を受けてください。また、き損した場合は申請書とともにき損した健康保険証を添付してください。

資格の切れた健康保険証を利用することや貸与など、不正に健康保険証を使用した場合、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあります。



全国健康保険協会 広島支部

協会けんぽ

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/hiroshima/>

〒732-8512 広島市東区光町1-10-19 日本生命広島光町ビル

☎082-568-1011(平日 8:30~17:15)

<お問い合わせは日本語のみの対応となります。>